

各 位

全労働省労働組合

中央執行委員長 鎌田



## 「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす

### 請願署名」への協力をお願い

貴組織のご活躍に心より敬意を表するとともに、私ども全労働省労働組合（全労働）の運動に対する日頃からのご支援・ご協力に厚くお礼申し上げます。

政府は24年11月に策定した総合経済対策において「賃上げと投資がけん引する成長型経済」への移行を掲げ、最低賃金の引上げ等の取組を進める方針を示しました。さらに、地方創成を進めるとして地方に魅力的な職場をつくるため「短時間正社員」の活用や「L字カーブ」の解消のために女性の正規雇用改善に取り組む考えも示しました。

これまでも労働行政においては、働き方改革、三位一体の労働市場改革、同一労働同一賃金の遵守徹底といった政府の重要施策を担い、加えて、フリーランス・事業者間取引適正化等法も24年11月に施行され、これまでより幅広い業務運営が必要になっています。また、次年度以降も労働基準法、労働安全衛生法の改定も検討されており、こうした法令改定への対応も必要になっています。

このように、労働行政に対する需要が増え続ける中、労働行政はこれまでの定員削減の結果、不十分な職場体制を強いられており、メンタル休職者は国家公務員全体の平均値を上回る結果となっています。

今後、国民の安心・安全と持続的な成長に向け、上記の重要施策を力強く展開することによって労働者・国民の雇用の安定や労働条件の確保を図ることがますます重要です。そのため、これらの課題を担う労働行政体制の整備・強化を図ることが喫緊に求められます。

こうした観点から、全労働は「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす請願署名」（国会請願署名）にとりくむこととしました。

つきましては、請願の趣旨にご賛同いただき、署名にご協力をいただきますようお願い申し上げます。大変恐縮ではございますが、5月9日（金）までにご郵送または連絡いただければ取りにうかがいますので、よろしくお願ひします。

**全労働省労働組合**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館 18階

☎ 03-3502-6787

# 労働行政を 必要とする



## 賃金上げやリスキリングなど重要施策が目白押し

政府は賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現をめざすとし、「賃上げと投資が牽引する成長経済」への移行を掲げています。また、厚労省も「持続的・構造的な賃上げ」「三位一体の労働市場改革（①リスキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化）」「多様な人材の活躍促進」を掲げ、様々な施策を展開するとしています。

具体的には、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業への支援、非正規雇用労働者への支援、リスキリングの推進、人材確保に向けた支援、障害者や高齢者の活躍促進、仕事と育児・介護の両立支援、ハラスメントの防止対策、フリーランスの就業環境の整備、女性の活躍促進などであり、これらはいずれも政府が最も力を入れている重要施策であるとともに、労働行政がその実務を担います。

## 労働法制・雇用施策の推進には行政体制の拡充を

厚労省は政府が掲げる政策への対応のほか、労働法制・雇用施策の推進を様々に担っています。

まず、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が昨年10月に施行されました。これは、いわゆるフリーランスの保護を図るものであり、厚労省（都道府県労働局の雇用環境・均等部（室））、中小企業庁、公正取引委員会の3省庁が所管して対応しています。

また、厚労省の労働政策審議会では両立支援制度の見直しに向けた議論が進んでおり、今後は女性活躍推進法の改正やカスタマーハラスメント対策の措置義務化などが予定されています。

一方、厚労省では労働基準法の在り方そのものについて議論する「労働基準関係法制研究会」が立ち上がり、25年1月に報告書をまとめました。報告書では“労働者”“事業”“労働時間制度”“労使コミュニケーション”について一定の考え方を示したもの

の、見直しの詳細については労働政策審議会での議論に委ねられます。

また、労働政策審議会では「今後の労働安全衛生対策について（報告書）」を取りまとめ、個人事業主に対する安全衛生対策の推進や職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進などが具体化されます。

さらに、先の通常国会では雇用保険法等改正案が成立し、24年10月以降、順次施行されています。特に、25年4月からは失業給付の給付制限や育児休業給付にかかる大がかりな見直しが行われ、十分な準備や周知などが必要です。

以上のように、今後も労働法制・雇用施策の見直しが幅広く行われようとしており、労働行政の体制整備は喫緊の課題です。

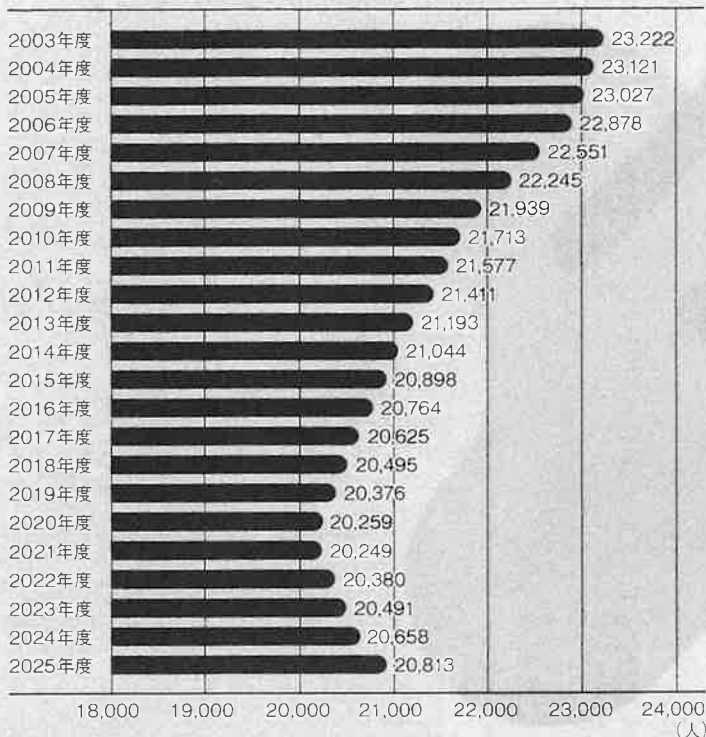
## 重要な業務に見合う体制整備が急務

政府・内閣人事局は2024年7月29日、「令和7年度から令和11年度までの定員合理化目標数について」を各府省へ通知しました。これは国家公務員の合理化数を示すものであり、政府全体で5年間15,357人・5.01%もの人員削減(厚労省は1,690人)を求めています。

そして、こうした合理化目標を前提にしながら、国家公務員の定員は政府・内閣人事局の査定によって決まります。実際、各府省とともに労働行政でもこの4年間(22年度~25年度)、増員査定がなされており、これは労働施策とその実施体制の充実を求める労働者・国民の声が反映したものとと言えます。とりわけ、5回連続で国会採択(衆参両院の厚労委員会)された国会請願署名は、労働行政の体制強化を求める世論の広がりを裏づけています。

しかしながら、これまで25年間にも及ぶ定員削減によって第一線の労働行政(労働局、監督署、安定所)は体制が脆弱化し、職員は疲弊しています。実際、長時間過密労働が常態化し、メンタル疾患や中途離職の増加にもつながっています。したがって、政府の重要施策や増大する行政需要に対応するには、労働行政の抜本的な体制整備が欠かせません。

## 地方労働行政職員数の変化



## 労働者の権利保障のためには体制拡充を

政府が重視する雇用・労働施策を推進するために労働行政の体制整備が必要なことは表面で述べたとおりですが、労働者の労働条件・安全衛生の確保やセクハラ・パワハラ相談対応、離職者への雇用保険給付や被災者への労災補償給付を行うための体制が整っていません。



公共職業安定所の窓口で対応する職員

労働基準行政では、①法令違反の是正指導を担う監督部署、②公正・迅速な労災補償給付を担う労災部署、③労働者の安全と健康確保を担う安全衛生部署があり、それぞれの部署における体制拡充が求められます。

公共職業安定所(ハローワーク)では、人手不足が続く中で雇用の「量」と「質」を確保することが喫緊の課題になっており、職業相談・紹介、雇用指導・求人受理など各部門の充実が欠かせません。あわせて、雇用調整助成金などの各種助成金や雇用保険制度における的確・迅速な処理が求められています。

パワハラ・セクハラ防止や同一労働同一賃金の遵守徹底、両立支援、働き方改革などに対応する雇用環境・均等部(室)も脆弱な行政体制を強いられており、過重労働が深刻化しています。

さらに、労働行政では非常勤職員が重要な業務を担っています。しかし、定員数が毎年の予算に左右されることから、きわめて不安定な雇用形態です。しかも、民間労働者では有期契約が5年を超えると無期転換される制度(労働契約法)があるものの、公務では適用されていません。

今、求められることは、労働行政の体制を整備し、働く者の諸権利を確立することです。

### 国会請願署名にご協力をお願いします。

全労働は「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす請願署名」(国会請願署名)にとりこんでいます。請願の趣旨に賛同いただき、署名に協力いただきますようお願い申し上げます。

## 全労働省労働組合 (全労働)

<https://zenrodo.com/>

(2025年2月)